

長野県鍍金工業組合長 様

長野県環境部長
(公 印 省 略)

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム
化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直しについて（通知）

標記について、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 7 年環
境省令第 17 号）が令和 7 年 5 月 26 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行される旨、環境省水・大
気環境局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知願います。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 ほう素及びその化合物に係る暫定排水基準

以下のとおり暫定排水基準を見直す。

業種	暫定排水基準	適用期間
電気めっき業	30mg/L	令和 7 年 7 月 1 日から 令和 10 年 9 月 30 日まで
ほうろう鉄器製造業	40mg/L→30mg/L	
金属鋳業	100mg/L	

2 ふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準

以下のとおり暫定排水基準を見直す。

業種	暫定排水基準	適用期間
ほうろう鉄器製造業	12mg/L→10mg/L	令和 7 年 7 月 1 日から 令和 10 年 9 月 30 日まで
電気めっき業（排水量 50 m ³ /日以上のもの）	15mg/L	
電気めっき業（排水量 50 m ³ /日未満のもの）	40mg/L	

3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準

以下のとおり暫定排水基準を見直す。

業種	暫定排水基準	適用期間
畜産農業（牛房施設を有するもの。）	300mg/L→100mg/L	一般排水基準へ移行
畜産農業（豚房施設を有するもの。）	400mg/L	令和7年7月1日から 令和10年9月30日まで
ジルコニウム化合物製造業	350mg/L→100mg/L	一般排水基準へ移行
モリブデン化合物製造業	1, 300mg/L	令和7年7月1日から 令和10年9月30日まで
バナジウム化合物製造業	1, 650mg/L→ 1, 350mg/L	
貴金属製造・再生業	2, 800mg/L	

（問合せ先）

担 当 長野県環境部水大気環境課
水環境保全係 馬島、松野

電 話 026-235-7162 (直通)

電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp